

## ICTサービス安心・安全研究会

### 個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG（第5回）

平成27年5月20日

1 日時 平成27年5月20日（水）16:00～18:00

2 場所 総務省 8階第1特別会議室

3 出席者

#### ○構成員

新美構成員（主査）、宇賀構成員（主査代理）、太田構成員、大谷構成員、川出構成員、木村構成員、小林構成員、新保構成員、林構成員、森構成員

（欠席：桑子構成員、佐伯構成員、宍戸構成員、長田構成員）

#### ○オブザーバー等

日本インターネットプロバイダー協会（木村氏）、電気通信事業者協会（古賀氏、高田氏、松井氏）、テレコムサービス協会（丸橋氏、三膳氏）、全国携帯電話販売代理店協会（後藤氏）、日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議（中村氏）、日本マイクロソフト（久保田氏）、ヤフー（別所氏）、グーグル（李氏）、経済産業省商務情報政策局情報経済課（角田課長補佐）

（欠席：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室）

#### ○発表者

一般財団法人マルチメディア振興センター情報通信研究部主席研究員 三澤かおり氏

#### ○総務省

吉田電気通信事業部長、高橋総合通信基盤局総務課長、吉田消費者行政課長、飯倉電気通信利用者情報政策室長、藤波消費者行政課企画官、戸取消費者行政課課長補佐、渡邊消費者行政課専門職、柘植消費者行政課専門職

## 4 議事

（1）開会

（2）議題

インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱い等について

① 韓国における個人情報保護の動向

三澤かおり氏（一般財団法人マルチメディア振興センター主席研究員）

- ② マイクロソフトにおけるプライバシーへの取り組みについて  
久保田オブザーバー（日本マイクロソフト株式会社）
- ③ 検索結果の削除に関する裁判例  
森構成員（英知法律事務所）
- ④ 「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」の検討結果を踏まえたヤフーの  
対応  
別所オブザーバー（ヤフー株式会社）
- ⑤ IPアドレス共有時における発信者情報開示と現状の課題  
木村オブザーバー（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会）
- ⑥ 論点整理の方向性について（案）

(3) 閉会

5 議事要旨

- ア 一般財団法人マルチメディア振興センター三澤氏から資料1について説明があった。
- イ 久保田オブザーバーから資料2について説明があった。
- ウ 森構成員から資料3について説明があった。
- エ 別所オブザーバーより資料4について説明があった。
- オ 木村オブザーバーより資料5について説明があった。

○ 自由討議

- ・ 韓国の昨年の法改正に際して、個人情報保護委員会は、放送通信委員会に対して実際に関与するようなことがあったのか。また、個別法たる情報通信網法の改正は、一般法である個人情報保護法に対して何らかの影響を及ぼしたか。
- ← 個人情報保護委員会の関与は何らかの形であったものと思われるが、目立った形では出て来ていない印象。大きな政策決定に当たっては個人情報保護委員会が中心となると言われているが、まだ存在感が薄いように思う。また、今回の情報通信網法の改正は、個人情報保護法とは切り離されて、独自に動いている形。
- ・ 韓国において、昨年11月の法律改正によってオプトインを2年に1回取り直さなければいけないという話があるが、これは法律なのか、ガイドラインで対処しているのか。
- ← 他の告示等に出ている可能性もある。確認したい。

- ・ 韓国の個人情報保護制度と個人情報の取り扱い、特に漏えい等をめぐる問題については、日本の制度を今後運用するに当たっても検討すべき事例が多い。

韓国における論点は大きく3つあり、1つ目がビッグデータの活用に向けた取組に関する政策。2つ目に個人情報の定義。3つ目がデータの漏えいを防止するための安全管理措置。日本はガイドラインで運用し、事業者がそれに従っているが、韓国は刑事罰をもって対応しているにもかかわらず、大規模漏えい事件が発生している。刑事罰が萎縮効果になっていない。

- ・ 財政的な措置は事業者に対し何らかの形でとられているのか。
- ← 昨年の11月の情報通信網法改正以降、課徴金と過怠料という形で事業者に従前の3倍以上の罰金を支払わせることとなっている。

- ・ 別所オブザーバーの発表に関連し、裁判所は混乱している面もある。検索サービス事業者がわかっているにもかかわらず、裁判所がわかっているという状況があったのではないかと。検索に関する課題はまだ残っており、また新しく出てくることもある中、こういった自主規制を行い、事業者側から公表していただくのが良いのではないかと。

- ・ そもそも名誉棄損的なものとプライバシー侵害は性質が違う。名誉棄損は真実でない情報を提示し、法益を侵害するものであり、プライバシー侵害は真実であっても法益侵害につながる可能性がある。ヤフーの報告書を見る限り、プライバシー侵害というところにフォーカスしていて、名誉棄損には触れていない。検索サービスを提供する事業者であるため、基本的に書かれている内容それ自体の真実性というところまで踏み込んで判断する立場にないということか。

- ← 人格権侵害の観点からも判断を行うので名誉毀損を除外している訳ではないが、「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」という表題のとおりプライバシーの保護を世の中の一番の関心事と捉え、そこにフォーカスしている。

裁判所が混乱しているというお話があったが、きちんと保護しようという姿勢は概ね変わっていないし、それは従来の判決の積み重ねで読み取れると考えている。保護されるべきものがきちんと保護されるよう、それぞれの立場に立って守っていきたいと考えている。

- ・ 各事業者さんが自主的にそういう取組方針を明らかにして、きちんと対処されているという、ある種の自主規制のような形で進めていくのが当面は良いのではないかと。特に、検索結果の非表示の問題などは、ヤフーの報告書にも書かれているが、表現の自由、知

る権利と、プライバシー権と、それらの衝突をどう調節するかという問題であり、技術の進歩も非常に早く、色々なサービス等が出てくるという中においては、法規制は難しい。まずは自主規制のような形で各事業者が取組を推進するのが望ましい方向性なのだろう。

- ・ 資料5について、IPアドレスは今の程度、共有化がされているのか。また、ポート番号というのは、5桁、6桁と増やせるものなのか。

← 携帯電話でインターネットを使う場合は、スマートフォン、フィーチャーフォンでも方式は若干異なるもののほとんどがIPアドレス共有。ポート番号は、資料ではわかりやすくaaaaa、bbbbbbとしているが、実際には0番から6万5,535番までの数字で、約6万5,000個。1人1個ということではなく、1人100個というようなイメージで識別されている。

- ・ 久保田オブザーバーの発表について、日本の認証制度はガラパゴス制度だという指摘があったが、同感。個人情報保護法の改正の議論においても同様の問題が起こるのではないか。現在OECDにおいて、パーソナルヘルスデータのプライバシー保護及び利用に関するOECD理事会勧告の検討が進められているが、日本でほとんど関心が広がっていない。医療データについて今後どのように各国が規制をすべきなのかということ議論しているところに、日本は全くインプットしておらず危機感を持っている。

資料2ではコンプライアンスの観点から認証制度を用いるとされているが、法令遵守という観点から捉えている日本のコンプライアンス意識と、グローバルスタンダードでさまざまな規格がある中でコンプライアンスという取組を行っているマイクロソフト等との意識の違いについて確認したい。

← 当社では他社と同様認証制度を多数取得しているが、英語で説明する場合、コンプライアンスと認証はクラウドの世界ではほぼイコールになっている。これは日本との大きな違い。

ただ、認証制度の中には、セキュリティに特化したもの以外にも、いわゆるリーガルコンプライアンスに準拠する意味合いのものも含まれているため、一概に法令順守という言い方が日本では間違っているとは考えていないが、特にアメリカでコンプライアンスを守らなければいけないといった場合は、自社のポリシー、業界団体の規制、その次によろやく法律という順番。

- ・ 検索サービスだけでなくマスメディア、新聞、ニュースサイトといった元サイトの情

報についても、プライバシーの観点からの削除・非表示に係る考え方について統一をしたほうが良いと考えるか。それとも例えば検索サービスを提供するという立場と、従来の情報発信のメディアの位置づけは異なっているので、それぞれの考え方を持つておくのが、より優れた方法なのか。

← 有識者会議において、オリジナルの意味での「忘れられる権利」の話が出ていた。時の経過とともに、適法だった情報が違法になりうるという認識の共有があったが、同時に従来のメディアが載せていた情報についてどういう取扱いをすべきかという議論にもなった。新聞社の多くはデータベースを有しており、彼らもこの問題に直面している。

世の中の基準がメディアによって違うとなるとなかなか受け入れられないのではないかと。広くいろいろな意見交換をして、統一的な見解ができるところは統一していくことができると考えている。

- ・ 情報を取り扱う事業者同士で意見交換をする中で、おのずと判断基準が明確となり、裁判規範としても機能するようになるのが望ましいのではないかと。

マイクロソフトのようなプラットフォームを提供しているところは、情報の提供の拒否が難しい面もあり、一定のルールといったものがいずれ必要になるのではないかと。

- ・ 国によって規制が異なっている中で、国内の事業者に対して適用されるものについては、当然外国の事業者も守る必要があるところ、海外事業者への規制の適用が論点となる。

日本で直接サービス提供している海外の法人も情報収集・自社の取組の情報発信を行うことが非常に重要であるし、そういうことがないと、新しい国の規制というものが発生する機運にもなる。

- ・ プライバシー侵害の判断枠組と名誉棄損とは全く違い、その両者が総合され、アンバランスになっているのではないかと。ただ、本当は「ほうっておいてくれ」というのが一番重要、これはプライバシー性の高い・低いではないため、名誉棄損と同じようなレベルで扱われるのは、判例の流れからしても問題があるように思う。

カ 事務局から資料6について説明があった。

- ・ 検討の視点について、知る権利についても、並んで議論されるべき重要な権利だというふうに思っている。検討の視点に加えてはどうか。

先程も議論があったが、名誉棄損的なものに対する対処と純粋なプライバシー侵害に

対する対処はかなり性質が違うところがあるので、検討の視点としては分けて論じたほうが分かりやすいのではないかと。

また、「インターネット上の個人情報・利用者情報等の取扱いについて」という、非常に広いカバレッジで論点整理をするということで、事業者ごとに類型別の整理が必要になってくる。インターネット上に流れる個人情報をどういう人が提供して、どういう形で提供しているのかという類型別に検討するという視点があってもいいのではないかと。

- ・ 民間事業者主体で進めていくというのは賛成だが、必ずしもそういう検討をしっかりと行える事業者ばかりではない。そういったところのベースラインを合わせるという役割は行政に求められるところではないか。今後の動きとして個人情報保護委員会について期待が高まっているわけだが、韓国の事例を見るとおり従来からしっかり法を運用してきた主務大臣、主務官庁の働きはとても重要。この分野は領域専門性が高い分野でもあり、今後も引き続き総務省でしっかり見ていくべき。
- ・ 今日発表のあったヤフー以外にも、基準を持ちそれを公表しているところも多いが、案外知られていない。そういった出し方・周知方法の向上も考えるべき課題ではないか。
- ・ そもそもプライバシー、個人情報、あるべき姿といったものをきれいに定義していくことも忘れないようにすべき。
- ・ インターネットで個人情報をどのような場面で使うか考えてみると、検索、掲示板、SNSに限らず、ショッピングサイトや教育のように、自分で個人情報等を入力・回答するサイトもあるため、資料6の案の中で併せて検討していくべき。
- ・ 一私企業である事業者がプライバシーとは何か、名誉棄損とは何かというのを決める立場であってはならないと考えている。どのように基準を公表していくかは大きな課題。弊社はグローバルに一貫して違法コンテンツには対応することを公表している。各国で人格権侵害には定義や基準の相違があり、プライバシーの定義、名誉棄損の定義も国によって異なってくる。事業者が各国の判例を読み解き、どういう基準がその国の伝統や文化にとって適切なのかを、世界百何国に対して公表しなければならないということになれば、事業者のグローバル化を阻害する一つの要因になる。どの程度抽象化された基準で、公表にはどれぐらいのレベル感が正しいのかというのは、今後の検討課題と思う。

以上